

# 「軽費老人ホーム（ケアハウス）」重要事項説明書

## ケアハウス みどりの風

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◇◆目次◆◇

1. 経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. サービス提供における事業者の義務
7. 施設利用上の留意事項
8. 損害賠償について
9. 契約の終了について
10. 入所中の医療の提供について
11. 苦情の受付について
12. 虐待防止のための措置について
13. 福祉サービス第三者評価
14. 身元引受人
15. 連帯保証人
16. 事故発生時の対応について
17. 非常災害対策

## 1. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 永楽会  
(2) 法人所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字中町32番地2  
(3) 電話番号 022-779-6645  
(4) 代表者氏名 理事長 小川 宗 寿  
(5) 設立年月 昭和55年8月23日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
(2) 開設年月日 平成13年11月1日  
(3) 施設の目的 身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことに不安があるご契約者に対して適切なサービスを提供します。  
(4) 施設の名称 ケアハウス みどりの風  
(5) 施設の所在地 宮城県富谷市富谷桜田1番地11  
(6) 電話番号 022-779-1585  
FAX 022-779-1586  
(7) 管理者氏名 施設長 杉本 綾子  
(8) 入所定員 20人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室の種類	室数	備考	面積
1人部屋	18室		18.37㎡/1人
夫婦部屋	1室		29.98㎡/1人
合計	19室		360.64㎡
設備の種類	室数	備考	面積
娯楽室兼食堂	1室	1F	80.44㎡
浴室	1室	2F	26.67㎡
談話室	1室	2F	12.25㎡

※ ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置

当施設では、下記の指定基準を満たす人員配置を行っております。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1
2. 生活相談員	1以上
3. 介護職員	1以上

#### 〈職種の勤務体制〉

職種	時間帯
1. 生活相談員、 介護職員	日勤 8：30 ～ 17：30
	早番 7：30 ～ 16：30
	遅番 10：00 ～ 19：00
2. 宿直者	17：30～ 8：30

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第3条～第5条）

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

##### （1）当施設が提供するサービス

#### 〈サービスの概要〉

##### ①生活相談等

- ・ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、ご契約者又はご家族に対し、各種相談に応じると共に、適切な助言その他の援助を行います。

##### ②食事の提供

- ・地域性や季節を感じることができるメニューを取り入れ、栄養及びご契約者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～  
食事場所 食堂（1F）

##### ③入浴の準備

- ・ご契約者が、毎日、気持ちよく入浴して頂くための準備を行います。

入浴時間 男性：15：40～17：00 女性：17：10～20：30

※個別の入浴介助は行いませんのでご了承願います。

※入居状況により時間に変更になる場合があります。

#### ④居宅サービス等の利用援助

- ・ご契約者が、要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に  
応じ、適切な居宅サービス等が受けることができるよう、居宅介護支援事業所等と連絡  
調整を行います。

#### ⑤レクリエーション

- ・ご契約者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要な助言を行うと共に、ご契約者が  
自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、可能な限り協力し  
ます。

#### ⑥健康の保持

- ・ご契約者に対し、定期的な健康診断の機会を提供するなど、健康の保持及び疾病の予防  
に努めます。

### (2) サービス利用料金

#### ①基本的な利用料金

下記の料金表によって、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合計金額をお支払下さい。

対象収入による 階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に 要する費用	合計
1	1,500,000 円以下	10,100 円	46,324 円	15,000 円	71,424 円
2	1,500,001 円 ～1,600,000 円	13,100 円	46,324 円	15,000 円	74,424 円
3	1,600,001 円 ～1,700,000 円	16,200 円	46,324 円	15,000 円	77,524 円
4	1,700,001 円 ～1,800,000 円	19,300 円	46,324 円	15,000 円	80,624 円
5	1,800,001 円 ～1,900,000 円	22,300 円	46,324 円	15,000 円	83,624 円
6	1,900,001 円 ～2,000,000 円	25,300 円	46,324 円	15,000 円	86,624 円
7	2,000,001 円 ～2,100,000 円	30,500 円	46,324 円	15,000 円	91,824 円
8	2,100,001 円 ～2,200,000 円	35,600 円	46,324 円	15,000 円	96,924 円

9	2,200,001円 ～2,300,000円	40,600円	46,324円	15,000円	101,924円
10	2,300,001円 ～2,400,000円	45,800円	46,324円	15,000円	107,124円
11	2,400,001円 ～2,500,000円	50,800円	46,324円	15,000円	112,124円
12	2,500,001円 ～2,600,000円	58,000円	46,324円	15,000円	119,324円
13	2,600,001円 ～2,700,000円	65,100円	46,324円	15,000円	126,424円
14	2,700,001円 ～2,800,000円	72,300円	46,324円	15,000円	133,624円
15	2,800,001円 ～2,900,000円	79,400円	46,324円	15,000円	140,724円
16	2,900,001円 ～3,000,000円	86,100円	46,324円	15,000円	147,424円
17	3,000,001円 ～3,100,000円	86,100円	46,324円	15,000円	147,424円
18	3,100,001円以上	86,100円	46,324円	15,000円	147,424円

※1 1月～3月の「5ヶ月間」は、冬季加算として4,870円が上記合計金額に加算されま  
す。

- ※ この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが  
適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した  
後の収入をいいます。
- ※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の  
1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それ  
ぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。  
この場合100円未満は切り捨てるものとします。
- ※ 月途中に入退所された場合においても、上記合計金額をお支払い頂きます。
- ※ 夫婦部屋をお一人で利用される場合は、居住に要する費用を二人分お支払いして頂く  
ものとします。ただし利用の条件として、一人部屋に空きが出た場合はそれまで利用  
していた夫婦部屋を現状に復して頂き、一人部屋へ移るようになります。ハウスクリ  
ーニング費用に関しては、ご契約者様のご負担となります。

## ②その他の利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ◇ 居室にかかる光熱水費
- ◇ レクリエーション、クラブ活動にかかる費用
- ◇ その他、日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当と認められる費用
- ◇ 必要に応じて利用した居宅サービス等に係る費用
  - ※居宅サービス等に係る費用は、居宅サービス事業者へ直接お支払下さい。

### (3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- 1、下記指定口座への振り込み
  - 七十七銀行 吉岡支店 普通預金 5 3 5 6 7 5 0
  - 社会福祉法人永楽会 ケアハウスみどりの風 施設長 杉本 綾子
- 2、銀行自動振替（利用月の翌々月 1 2 日引落）
  - ◇銀行、施設、利用者との契約が必要です。七十七銀行の指定の様式に従って記入して頂き提出願います。
  - ◇引落契約完了までに 1～2 ヶ月位かかりますので契約成立までの期間は現金又は、振り込みでお支払い頂きます。
  - ◇契約通帳により振り替え手数料が異なることをご了承下さい。
  - ◇手数料は、ご契約者負担にてお願い致します。
  - 七十七銀行本支店／100 円 他行／150 円 (消費税別途)
- 3、現金持参（毎月）

## 6. サービス提供における事業者の義務（契約書第 6 条、第 7 条）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、協力医療機関等と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認の上でサービスを提供します。
- ③ ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約

者又はご家族等に関する個人情報をご正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、正当な理由がある場合は、あらかじめ文書にてご契約者及びご家族等の同意を得た上で、医療機関、行政機関、福祉サービス事業者等へ提供します。

## 7. 施設利用上の留意事項（契約書第9条）

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### （1）持ち込みの制限

当施設内に、以下のものは原則として持ち込むことができません。

①銃刀物、②毒劇物、③食品衛生法上管理を必要とするもの、④その他施設長の指定するもの

※居室又は共用施設もしくは敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物の飼育を希望される方は、事前に当施設へその旨をお知らせ下さい。

### （2）面会

面会時間 7：00～20：00

### （3）外出・外泊・宿泊

外出、外泊をされる場合は、予め所定の用紙にて、前日までお申し出下さい。なお、20：00～6：00の間は、玄関を施錠しますので、当該時間帯に帰宅される場合はご連絡下さい。

ご家族等が当施設へ宿泊する場合は、事前にお申し出下さい。

### （4）食事

食事が不要な場合は、2日前までお申し出下さい。申出がなかった場合、もしくは申出が遅れた場合は、通常の食費を請求させていただきますのでご了承願います。

### （5）施設・設備の使用上の注意

- ◇ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ◇ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る場合があります。その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ◇ 故意又は重大な過失により、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ◇ 退去時に原状に復して頂くことを条件に、事業者の承諾を得て、居室内の様態替え等を行うことができます。
- ◇ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利

活動、研究活動を行うことはできません。

◇ 清掃、洗濯は各自で行って下さい。(コインランドリー完備 有料1回 200円)

(6) 喫煙

館内は禁煙となっております。

(7) 防犯

貴重品等は施錠した場所に保管し、居室を空ける際は必ず施錠して下さい。

## 8. 損害賠償について (契約書第10条)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9. 契約の終了について (契約書第13条～第17条)

ご契約者は、下記の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記の事由に該当した場合には、当施設との契約は終了します。

- ① ご契約者が亡くなられた場合
- ② 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約期間中であっても、ご契約者から、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに文書で通知ください。

ただし、下記の事由に該当した場合には、文書を通知することにより即時に契約を解約又は解除し、当施設を退所することができます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合



- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

下記の事由に該当する場合、事業者は、ご契約者に対して契約解除を行う30日前までに文書を通知し、当施設から退所していただく場合があります。

なお、契約解除の通知に先立ち、契約を解除するに至った理由を明示し、ご契約者及び身元引受人並びに連帯保証人に弁明の機会を設けます。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず、必要な介護等を受けることができない場合
- ⑤ 金銭管理又は各種サービスの利用について、自ら判断ができなくなった場合

## (3) 契約終了に伴う援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、円滑な退所のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。

## 10. 入所中の医療の提供について

### (1) 医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記の協力医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。）

- ① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団益和会 富谷医院
所在地	宮城県富谷市ひより台1-45-1
診療科	内科・整形外科・外科・婦人科

医療機関の名称	さくら歯科クリニック
所在地	宮城県仙台市宮城野区東仙台2丁目18-56 2階
診療科	歯科

## 1 1. 苦情の受付について（契約書第20条）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 課長/生活相談員 (若生志保)

◇受付時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分

◇受付電話番号 022-779-1585

### （2）当法人における苦情の受付

当法人施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇本部事務局（担当者）

[職氏名] 事業推進課長 (板宮千尋)

◇受付時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分

◇受付電話番号 022-779-6645

### （3）第三者委員

当施設では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。ご契約者は、当施設への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

◇第三者委員 遠藤光雄

◇受付電話番号 022-358-3216

#### (4) 行政機関その他苦情受付機関

◇富谷市保健福祉総合支援センター

Tel 022-348-1138

◇宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会

仙台市青葉区本町3丁目7-4

Tel 022-716-9674

### 1.2. 虐待防止のための措置について

#### (1) 当事業所における虐待防止に関する責任者

当事業所における虐待防止に関する責任者は下記のとおりです。

◇虐待防止に関する責任者

[職氏名] 施設長 (杉本綾子)

#### (2) 当事業所における虐待に関する苦情の受付

当事業所における虐待に関する苦情やご相談は上記「11. 苦情の受付」と同様の担当者及び連絡先です。

なお、宮城県では虐待に関する専用窓口が設けられています。

◇高齢者権利擁護相談窓口

仙台市青葉区一番町一丁目17-24 高裁前ビル5階

Tel 022-722-7225

#### (3) その他必要な措置

##### ①成年後見制度の利用支援

必要に応じ、成年後見制度の概要説明や専門の相談機関を紹介するなど必要な措置を講じます。

##### ②従業者に対する虐待防止に関する研修

虐待防止に関する適切な知識を普及・啓発し、組織的に徹底させるために定期的に研修を実施します。

##### ③虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的な対応を図るために委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

### 1.3. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価とは、事業所の実施するサービスの質を当事者（事業所及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。なお、受ける事は任意となっていることから、当施設において第三者評価の予定はありません。

#### 1 4. 身元引受人（契約書第 2 1 条）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いします。なお、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

◇身元引受人は、以下の内容について義務を負います。

- ① ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるよう協力すること
- ② ご契約者が入所契約を解約又は解除した場合、当施設と連携してご契約者の状態等に見合った適切な受け入れ確保に努めること
- ③ ご契約者が亡くなられた場合のご遺体の引き取り、遺留金品の必要な措置に関すること。なお、引き取りに係る費用については、ご契約者側でご負担いただきます

#### 1 5. 連帯保証人（契約書 2 2 条）

契約締結にあたり、連帯保証人をお願いします。ただし契約者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

◇連帯保証人は、以下の各号に定める義務を負います。

- ① 契約者と連帯して、本契約から生じる一切の債務を負担するものとし、本契約が更新された場合も同様とします。
- ② 前項の連帯保証人の負担額は、極度額 5, 0 0 0, 0 0 0 円を限度とします。

#### 1 6. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、ご契約者に事故が発生した場合、速やかにご家族へ連絡をすると共に、協力医療機関に指示を仰ぐ等、必要な措置を講じます。

#### 1 7. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備え、防火管理規定（防災計画）に基づく訓練を定期的を実施します。訓練は、日中及び夜間を想定し、避難訓練、通報訓練、消火訓練等を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び訓練指導を受けます。
- (3) 建物には防火扉、屋内消火栓を設置しております。
- (4) 非常食は約 3 日分を備蓄しています。
- (5) 各設備等の定期的な保守点検の実施をしています。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ケアハウス みどりの風

説明者職名 課長/生活相談員 氏名 若生志保

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

契約者 氏名

署名代行人 氏名 (続柄 )

